

平成24年度新潟市保育料金額表（月額）

（単位：円）

| 階層 | 定義（課税状況） | | 保育料（月額） | | | |
|----|---|------------------------|--------------------|--------|--------------------|-------|
| | 平成23年分所得税 | 平成23年度 | 3歳未満児 | | 3歳以上児 | |
| | 年少扶養控除等があるものとして計算した額（注）を参照 | 市町村民税 | 全額 | 4分の1 | 全額 | 4分の1 |
| A | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| B | 0 | 0 | 3,000 （母子世帯等は0） | 0 | 2,000 （母子世帯等は0） | 0 |
| C | 1 | 均等割のみ | 11,000 | 0 | 9,000 | 0 |
| | 2 | 所得割あり | 13,300 | 0 | 11,500 | 0 |
| D | 1 | 9,000 未満 | 16,300 | 4,070 | 15,200 | 3,800 |
| | 2 | 9,000 以上～ 25,000 未満 | 20,500 | 5,120 | 19,500 | 4,870 |
| | 3 | 25,000 以上～ 40,000 未満 | 25,000 | 6,250 | 22,900 | 5,720 |
| | 4 | 40,000 以上～ 54,000 未満 | 29,500 | 7,370 | 26,000 | 6,500 |
| | 5 | 54,000 以上～ 75,000 未満 | 33,000 | 8,250 | 29,500 | 7,370 |
| | 6 | 75,000 以上～ 103,000 未満 | 37,600 | 9,400 | 33,000 | 8,250 |
| | 7 | 103,000 以上～ 153,000 未満 | 43,000 | 10,750 | 35,000 | 8,750 |
| | 8 | 153,000 以上～ 413,000 未満 | 48,500 | 12,120 | 35,300 | 8,820 |
| | 9 | 413,000 以上～ 530,000 未満 | 53,500 | 13,370 | 35,700 | 8,920 |
| | 10 | 530,000 以上～ | 57,200 | 14,300 | 35,800 | 8,950 |

備考①4分の1の欄の金額は、兄弟と同時に入園している場合の保育料です。

②この表において「3歳未満児」とは、年度初日の前日（平成24年3月31日）の時点で3歳に達していない児童を指します。

③B階層の母子世帯等とは、ひとり親世帯（母子・父子世帯）及び在宅障がい児（者）のいる世帯のことで。

保育料の決まり方

◆ 平成24年度の保育料は、児童と生計を同一にする世帯の平成23年分所得税により決まります。ただし、平成23年分所得税が0円の場合は、平成23年度市町村民税（平成22年中の所得に基づく）により決まります。

③注 平成23年分所得税とは、平成22年度税制改正により廃止された15歳以下の扶養親族に対する控除額38万円と16～18歳の扶養親族に対する扶養控除上乗せ額25万円をあるものとして計算した税額としています。

◆ 祖父母や曾祖父母と一緒に生活している場合は、原則として、それらの方の課税額も含めて算定します。ただし、父母の平成23年分所得等が、下記(1)～(3)の基準のいずれかを満たす場合は、父母のみの課税額により算定します。
 (1) 父母の合計所得が基準所得（38万円×父、母、子の合計人数）以上ある場合
 (2) 父母の合計所得が祖父母等のうち最も所得の多い者の所得を上回る場合
 (3) ひとり親世帯で、給与等の年間収入が141万円以上ある場合
 なお、(3)の基準については、平成24年中の収入状況によって対象となる場合もありますので、区役所健康福祉課児童福祉係にご相談ください。

◆ 年末調整や確定申告において、下記の税額（所得）控除がされていても、保育料は控除前の課税額により算定します。
【保育料算定時に考慮しない主な控除項目】
 寄附金控除（国や地方公共団体に対するもの等）・配当控除・外国税額控除・電子証明書等特別控除・（特定増改築等）住宅借入金等特別控除ほか

◆ 兄弟姉妹が同時に入園している場合の保育料は次のとおりです。
 ・D1からD10階層までの保育料については、最も年齢の高い児童が全額、次に年齢の高い児童が4分の1、3人目以降は無料になります。
 ・B階層及びC階層の保育料については、最も年齢の高い児童が全額、それ以外の児童は無料になります。

◆ 保育園に入園する児童の兄弟が、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部等に入所している、若しくは、児童発達支援事業及び医療型児童発達支援事業を利用している就学前児童である場合は、保育園に入園する児童は、2人目以降として取扱いますので、保育料が4分の1又は無料になります。
 なお、この軽減を受ける場合は、兄弟について在園証明書の提出が必要です。

◆ 課税額等の調査の結果、年度当初にさかのぼって保育料が変わる場合があります。また、年度中に税の申告をされた場合は、保育料が変わることがありますので、速やかに税額資料（申告書の写し等）をご提出ください。ただし、前年度以前の保育料については、変更いたしませんのでご了承ください。

◆ 平成24年度において、保護者の疾病・やむを得ない理由による退職等で収入が前年より著しく減少した場合や、災害により損害を受けた場合に、保育料の一部又は全部が減免される制度があります。